

令和 7 年度慢性腎臓病（C K D）重症化予防のための  
診療体制構築及び多職種連携モデル事業 公募要領

令和 7 年 2 月

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

## 令和7年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び 多職種連携モデル事業 公募要領

### 1. 目的

腎臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が乏しく、症状を自覚した時には既に進行しているケースが少なくない。慢性腎臓病（CKD）の患者数は約1,300万人と多く、悪化し末期腎不全に至れば人工透析が必要となり、患者のQOLが大きく損なわれ、医療費も高額である。一方、早期に発見し適切な治療を行えば、透析の回避や健康寿命の延伸、透析導入時期の後ろ倒しによる生涯透析年数の短縮が可能であるため、早期発見・早期治療による重症化予防が極めて重要である。

厚生労働省において、令和元年から4年度に実施した慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業や厚生労働科学研究事業（腎疾患政策研究事業）等により得られた課題として、健康保険組合等の関与の必要性、院内連携・診療科間連携の重要性、特に現役世代を対象とした多職種連携による療養指導、産業医等の視点を踏まえ企業を巻き込んだ両立支援の重要性が挙げられている。

これらの課題を踏まえ、慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制の構築、多職種連携による療養指導等を実施し、慢性腎臓病（CKD）の重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。

### 2. 応募の資格

以下の（1）～（7）の全ての要件を満たす法人格を有する団体であること。

- (1) 本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 慢性腎臓病（CKD）に関する診療の実績を有するとともに、都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）、健康保険組合や健診施設等、地域の医師会、産業医や企業等と連携し、本事業を実施することが可能な医療機関であること。

(7) 応募団体が所在する都道府県等が、国の補助金の「慢性腎臓病（CKD）特別対策事業」（他の国の補助金や自治体の単独予算により実施する類似事業を含む）を活用（令和7年度活用予定を含む）し、慢性腎臓病（CKD）対策を推進していること。また、都道府県等が実施する慢性腎臓病（CKD）対策と連携可能な医療機関であること。

### 3. 事業内容等

#### (1) 事業内容

- ① 都道府県等、健康保険組合や健診施設、地域の医師会、産業医や企業等と連携し、慢性腎臓病（CKD）に係る診療体制の構築や多職種連携による療養指導等の実施を推進するために必要な検討や評価等を行うための会議体を設置する。なお、既存の会議体等において、代用可能な場合は代用することも可とする。
- ② 健康保険組合等と十分な連携・協力体制を構築するとともに、健康保険組合や健診施設等に対して、厚生労働省HPに掲載されている啓発資料や厚生労働科学研究における成果物、都道府県等で作成している啓発資材やCKD診療に関する医療機関情報等の配付・提供を行うなど、療養指導等が必要な対象者を抽出し、医療機関への積極的な受診勧奨を実施するために必要な支援等を行う。
- ③ 慢性腎臓病（CKD）の重症化予防及び療養に係る患者支援の重要性について、企業・産業医等に対して研修会や説明会などを実施することにより周知を図るなど十分な連携・協力体制を構築するとともに、企業・産業医等に対して、厚生労働省HPに掲載されている啓発資料や厚生労働科学研究における成果物、都道府県等で作成している啓発資材やCKD診療に関する医療機関情報等などの配付・提供を行うなど、職場における患者支援を実施するために必要な支援等を行う。
- ④ 療養指導等が必要な対象者に対して、本人の同意を得た上で、多職種連携による療養指導及び治療と仕事の両立支援を実施する。ただし、令和6年度診療報酬改定において新設された「慢性腎臓病透析予防指導管理料」の算定要件に該当する場合は、本事業の補助対象外とする。
- ⑤ 本事業の成果物（効果的な取組や課題等をパワーポイント5枚程度にまとめたもの）の作成と厚生労働省への報告を行う。

上記①～⑤の事業全てを実施することが望ましいが、全ての事業実施が困難な場合においても、①、②、⑤については確実に実施すること。

また、事業の実施にあたっては、平成30年7月の「腎疾患対策検討会報

告書」及び令和5年10月の「腎疾患対策検討会報告書（平成30年7月）に係る取組の中間評価と今後の取組について」の趣旨を踏まえるとともに、以下の厚生労働科学研究班の成果物も参考としつつ、地域の実情に応じて実施するものとする。

（参考）

○ 「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000172968\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000172968_00002.html)

○ 「腎疾患対策検討会報告書（平成30年7月）に係る取組の中間評価と今後の取組について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36051.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36051.html)

○ 厚生労働行政推進調査事業費補助金「腎疾患政策研究事業」HP

<https://ckd-research.jp/>

（参考：啓発資料）

○ 厚生労働省HP（腎臓からのSOSを見逃していませんか？～腎臓と脳や心臓の関係、尿蛋白って？～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944505.pdf>

○ 厚生労働科学研究費における成果物等（NPO法人日本腎臓病協会HP）

<https://j-ka.or.jp/ckd/download/>

（2）実施期間

採択通知後から令和8年3月31日までとする。

（3）補助選定予定数

本事業における選定予定数は、6法人の予定である。

4. 対象経費等

本補助金は、予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

（1）計画所要額

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負

担) 金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

なお、補助額は、1法人当たり概ね340万円の予定である。

## （2）補助対象予定経費

報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 5. 留意事項

- （1）事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- （2）事業内容に即した所要額見積もりであること。
- （3）経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- （4）補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- （5）本事業の成果物については、好事例の取組等を全国に横展開することを目的として、厚生労働省のホームページや厚生労働省における検討会において公表があるので留意すること。

## 6. 応募方法

### （1）提出書類

- ・令和7年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。また、書面審査の予定であるため、必要に応じて事業計画に関する参考となる資料があれば併せて提出すること。
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）

- ・その他添付資料

定款（寄付行為）、財産目録、貸借対照表の写し、事業計画に関する参考資料

## （2）提出先

以下のいずれかの方法により令和7年3月3日（月）17時（必着）までに提出すること。

- ① 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課疾病情報管理係 宛

- ② 電子媒体による場合

電子媒体（PDF）を以下のメールアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課疾病情報管理係 宛

（PDFは、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。）

## （3）提出に当たっての注意事項

- ① 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- ② 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- ③ 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ④ 電話やメールによる質問及び追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- ⑥ 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申し込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- ⑦ 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。
- ⑧ 前記⑤～⑦までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

## 7. 採択方法

### （1）審査の方法

採択については、健康・生活衛生局がん・疾病対策課（以下、「がん・疾病対策課」という。）において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内

容等を審査する。審査は、がん・疾病対策課において、本モデル事業に関する審査委員会を設置し、審査の基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてメールによる質疑応答を行い、それらの評価結果を基に、優秀と認められる法人から、事業規模と予算額とともに応募の事業内容を勘案し、地理的な要因や医療資源などについても考慮に入れ、全体としてのバランスを踏まえて6法人程度を選定する。なお、審査は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

## (2) 審査の手順

審査は、原則として書面審査により行うこととし、以下の手順で実施する。

### ① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「2. 応募の資格」への適合性について審査する。なお、「2. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

### ② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

### ③ メールによる質疑応答

必要に応じて、審査委員会より申請者(代理も可)に対してメールによる質疑応答を実施する。

### ④ 最終審査

書類審査及びメールによる質疑応答における評価等を踏まえ、審査委員会において、最終審査を実施し法人を決定する。

## (3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

### ① 事務処理能力(業務遂行体制)

・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。

### ② 診療実績及び都道府県等や関係機関との連携

・事業を実施するために必要な診療実績及び都道府県等や関係機関との連携等の実績を有しているか。また、都道府県等や関係機関と連携して事業を進めるための体制が備わっているか。

### ③ 行政の動向把握

・腎疾患対策検討会報告書の趣旨や都道府県等が推進する慢性腎臓病(CKD)対策に係る施策の実施状況など、行政の動向を把握しているか。

#### ④ 事業内容

- ・公募要領の内容を踏まえた内容となっているか。
- ・地域の医療資源等の実情を踏まえ、適切な啓発や重症化予防に資する取組となっているか。
- ・今後の慢性腎臓病（CKD）対策に寄与する内容となっているか。

#### （4）審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、採択の可否及び国庫補助基準額について、速やかに応募法人に対して通知する。なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

#### （5）審査スケジュール予定

提出期間：令和7年2月3日（月）～令和7年3月3日（月）（必着）

審査期間：令和7年3月中～下旬

結果連絡：令和7年3月下旬～4月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある

### 8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課疾病情報管理係

電話：03-5253-1111（内2359）

メールアドレス：[mhlw-disease@mhlw.go.jp](mailto:mhlw-disease@mhlw.go.jp)

(様式 1 )

令和 年 月 日

厚生労働省健康・生活衛生局長 殿

法人等名  
代表者名

令和 7 年度慢性腎臓病（C K D）重症化予防のための診療体制構築及び  
多職種連携モデル事業に係る事業計画書の提出について

標記について、次のとおり事業計画書を提出する。

- 1 計画所要額 金 円
- 2 団体概要（様式 2）
- 3 事業計画書（様式 3）
- 4 所要額内訳書（様式 4）
- 5 その他

(様式2)

## 団体概要

法人等名		代表者名	
		担当者	氏名
住所	〒		—
	代表電話番号	E — m a i l	
法人設立年月日 〔任意団体設立〕		昭和・平成・令和 年 月 日 〔昭和・平成・令和 年 月 日〕	
概要			

## 事業実施計画書

法人等名

### 1. 当該事業の実施計画及び効果

#### ①事業の実施体制

法人の組織、本事業を行う体制（国庫補助金の事務処理体制を含む）、人員や職種（腎疾患に関する知見や実績を含め）について記載して下さい。

#### ②診療実績及び都道府県等や関係機関との連携

貴法人における腎疾患に関する診療実績や都道府県等・関係機関との連携等の実績を記載してください。また、本事業を進めるための連携体制を記載してください。

#### ③行政の動向把握

- ・厚生労働科学研究事業等の取組や都道府県等との連携体制等の動向について、貴法人において把握している内容を記載してください。
- ・所在する都道府県等のCKD対策の推進状況を記載してください。（補助金等の活用予算の状況や当該事業の実施年度を含む）
- ・貴法人における腎疾患対策検討会報告書に資する取組があれば記載してください。

④事業実施計画

ア 会議体の設置

- ・会議の参加予定者の団体の所属、開催予定回数、開催方式、会議の議題予定、検討や評価の体制等を記載してください。

イ 健保組合等と連携した積極的な受診勧奨実施の支援方法等

- ・健康保険組合等との連携・協力体制の構築方法、療養指導対象者の抽出方法や周知方法・受診勧奨方法等について記載してください。

ウ 企業・産業医等に対する啓発資料の配付等

- ・企業・産業医等との連携・協力体制の構築方法、啓発資料の配付・提供方法や周知方法、実施回数等について、記載してください。

エ 多職種連携における療養指導及び両立支援の実施

- ・療養指導対応者の職種及び人数、療養指導の実施予定数、両立支援の実施予定数等可能な範囲で記載してください。

オ 本事業の成果物の作成等

- ・効果的な取組や課題等の検討や取りまとめ方法について、記載してください。また、過去に別のモデル事業等での成果物等の報告実績があれば記載してください。

⑤補助によって得られる成果

- ・特に、今後の腎疾患対策に寄与する点についても、記載してください。

(様式 4 )

## 所 要 額 内 訳 書

(注) 法人の総事業費ではなく、本事業の対象経費の支出予定額を記入すること

対象経費	所要額積算内訳（単位：円）
報償費	
報酬	
給料	
職員手当等	
共済費	
旅費	
需用費	
消耗品費	
印刷製本費	
役務費	
通信運搬費	
会議費	
委託費	
使用料及び賃借料	
備品購入費	
	<p>所要額積算内訳には、以下の事業内容の内訳も明示すること。（複数事業に関する場合は複数記載可）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①会議体の設置</li><li>②健保組合等の受診勧奨支援等</li><li>③企業・産業医等に対する周知等</li><li>④多職種連携による療養指導及び両立支援</li><li>⑤成果物の作成等</li></ul>
合計	